

高等学校における 「通級による指導」実施のための 手 引



岩手県立総合教育センター

教育支援相談担当

《 目 次 》

I	高等学校における「通級による指導」の実施に向けた体制整備	1
1	高等学校における特別支援教育推進の意義	1
2	「通級による指導」を推進する校内体制	4
3	「通級による指導」実施のための年間スケジュール	7
4	「通級による指導」実施のための指導担当教員研修	9

II	高等学校における「通級による指導」の運用	11
1	教育課程の編成	11
(1)	指導対象の検討	11
(2)	実施形態	12
(3)	教育課程上の位置付け	14
(4)	指導内容	21
2	実態把握と「通級による指導」実施に関する合意形成	24
(1)	「通級による指導」対象者の確認	24
(2)	「通級による指導」対象の判断	24
(3)	本人・保護者との合意形成	28
3	「通級による指導」の実際と評価	30
4	中学校との連携	34
5	進路先との連携	37

巻末資料

・個別の指導計画様式例	38
・自立活動 区分・項目対応表	40

I 高等学校における「通級による指導」の実施に向けた体制整備

1 高等学校における特別支援教育推進の意義

インクルーシブ教育システムの構築と連続性のある学びの場の必要性

平成 19 年 4 月の特別支援教育の制度化から、10 年以上が経過しました。

特別支援教育の制度化に伴い、場に応じた教育から、ニーズに応じた教育が展開されることになり、高等学校においても、特別支援教育コーディネーターの指名や、特別支援教育校内委員会の設置などの特別支援教育推進のための校内体制づくりが進められてきました。また、校内体制の下に、様々な困難を抱え、支援を必要とする生徒に対しての理解も深まり、過ごしやすい学習環境づくりや、分かりやすい授業づくりのための工夫などがなされてきています。

こうした高等学校における取組の一方で、高等学校においては、これまで支援が必要な生徒に対する支援は、通常の学級における教科指導や生徒指導に留まり、生徒の多様なニーズに対応していくことの難しさが生じていたのも事実といえます。

また、中学校において、通級による指導を受ける生徒は年々増加してきていますが、そうした困難を抱える生徒の中学校卒業後の学びの場は、大きく高等学校の通常の学級もしくは特別支援学校高等部に限られている状況にあります。

こうした状況に対して、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、高等学校においても、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供することの必要性が求められるようになってきました。

その結果、平成 28 年 12 月には、下記のように、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「学校教育法施行規則第 141 号の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」により、高等学校における通級による指導の制度化がなされ、平成 30 年 4 月 1 日より、実施することが可能となりました。

高等学校における通級による指導の制度化は、今後の高等学校における特別支援教育の一層の推進、充実という視点からも、大きな期待がなされています。

- 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている「通級による指導」を高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにすること。
- 具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必修教科・科目等を除く。）に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間 7 単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。
- 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであること。

Q 「通級による指導」とは何でしょうか。

「通級による指導」とは

はじめに、通級による指導とは、どのような指導であるのかを確認していきましょう。

通級による指導を定義付けると、概ね次のような捉え方になります。

通級による指導とは、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別な指導を、個別又は少人数で行う指導の形態

この定義からは、大きく次の三つのことが確認できます。

- ① 通常の学級に在籍している児童生徒を対象とすること。
- ② 概ね通常の学級での学びを行いながら、必要に応じて一部特別な指導を、個別又は少人数で行うこと。
- ③ 内容は、障がいによる困難に応じた特別な指導として、行われること。

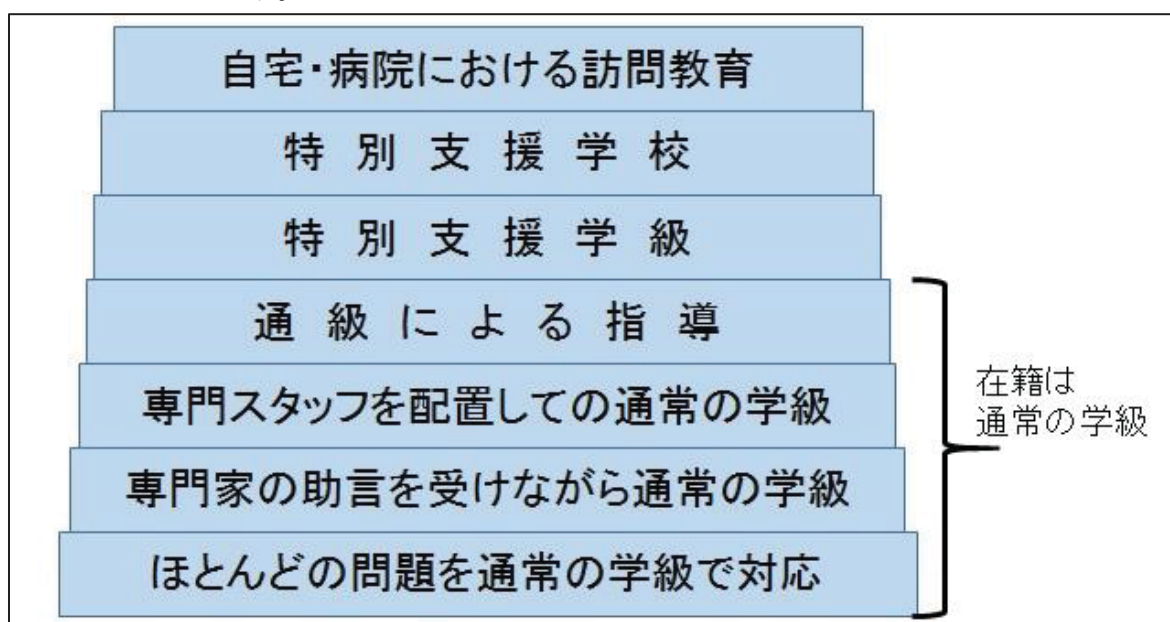
こうした通級による指導は、小・中学校において、平成5年度から制度化され、平成28年度調査では、全国で98,311名を数えており、平成5年度の調査から23年連続で増加しています。

その理由としては、通級による指導が、支援を必要とする児童生徒が、学びの状況をふまえながら、必要に応じて通常の学級に在籍したままに指導を受けられる形態であることと、指導を通しての成果が、通常の学級における過ごしやすさや学びやすさにもつながるものであることが挙げられます。

下記の【図1】は、日本の義務教育段階の連続性のある多様な学びの場を示したものです。

この図からも分かるように、義務教育段階では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある多様な学びの場がすでに整備されています。

高等学校における通級による指導の制度化は、連続性のある学びの場の創出につながり、これまで学習上又は生活上の困難さから、本来の自己の能力が発揮できずにいた生徒、過ごしにくさ、学びにくさを抱え続けてきた生徒にとって、必要な学びを通して、自立と社会参加を具現化していくことにつながるものといえます。



【図1】日本の義務教育段階の連続性のある多様な学びの場

Q 高等学校における「通級による指導」の実施により、どのようなことが期待できますか。

高等学校の現状と「通級による指導」実施がもたらす効果

先にも述べているように、特別支援教育の制度から10年以上が経過しました。

特別支援教育は、児童生徒のニーズに応じて、全ての教育の場で行われるものとして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれの場において、その理解は、大きく進んできていると考えられます。

特別支援教育の現状として、少子化に伴い、義務教育段階の全児童生徒数の減少傾向が続く中、特別支援学級や通級による指導の対象者は、全児童生徒数の3%以上を占めている状況にあります。

また、通常の学級における支援を必要とする児童生徒の在籍率は、平成24年度文部科学省調査において、6.5%と示されています。

高等学校への進学率が98%程度となっている現状の中で、高等学校においても、支援を必要とする生徒が多く在籍していることが推測されます。

こうした状況に対して、これまで高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や特別支援教育校内委員会の設置などを通して、支援を必要とする生徒についての共通理解に努めることや、実態把握に基づき、通常の授業における個に対する配慮、支援の取組などを進めてきています。

また、各校、教職員の努力の下に、生徒の状況に応じて、放課後や長期休業期間等を活用し、個別指導の機会を設け、指導・支援に当たっている状況も把握されます。

高等学校における「通級による指導」の実施は、これまでの各校における特別支援教育の取組に加えて、教育課程上に位置付けられた特別の指導として、生徒の教育的ニーズをふまえ、より焦点化した指導・支援の充実という視点から、その効果が期待されます。

さらに、生徒一人一人の自立と社会参加を見据え、よりニーズをふまえた学びを創り出していく上で、自立に向けた最後の準備期間を提供することのできる最後の教育機関である高等学校において実施されることは、大きな意義があると考えられます。

文部科学省資料等では、期待される効果を以下のように示しています。

○対象生徒に対して期待される効果

- ・学習上や生活上の困難に着目し、より困難の状況に焦点化したきめ細かい指導・支援が可能となることにより、その改善・克服につながる。
- ・自立と社会参加を見据え、よりニーズをふまえた学びを創出していけること。
- ・通常の学級における授業内容の理解や、学びやすさが促進されること。
- ・自己理解の促進や、規範意識を高めることなどを通して、生徒指導上の課題の解決にもつながること。
- ・困難の改善・克服の過程を通して、学習意欲や自己肯定感の向上につながる。
- ・自己理解に基づく進路選択や、進路実現に向けた意欲の向上につながる。

○学校全体に対して期待される効果

- ・学校全体で、特別支援教育に取り組む体制が整備されること。
- ・教職員・保護者等の間で、生徒理解、特別支援教育への理解が深まること。
- ・保護者等との信頼関係の醸成につながる。
- ・関係機関とのネットワークが活用できるようになること。

2 「通級による指導」を推進する校内体制

Q 「通級による指導」の実施に当たっては、校内教職員への理解を、どのように進めていけばよいでしょうか。

「通級による指導」実施に対する校内教職員の理解

「通級による指導」は、高等学校において、初めての取組となります。したがって、実施に当たっては、校内的にすでに取り組んできている通常の授業における配慮や、必要に応じての放課後等の補充指導との差異などについての疑問や、新たな取組への負担感や抵抗感なども予想されます。

そこで、実施に当たっては、「通級による指導」のねらいや内容について、職員会議あるいは校内研修会等の機会を通じて、継続的に校内教職員間での理解を図っていくことが重要です。前頁に示したような、「通級による指導」を通して、生徒に期待されること、校内全体に期待されることなどを、学校長のリーダーシップの下に、教職員間に共有していきたいところです。

校内研修会については、必要に応じて、教育委員会や教育センター等の人材を活用し、疑問点を解消していくことなども、方法として考えられます。

また、校内委員会で実施に向けて検討されてきている教育課程への位置付けや、対象生徒を判断するプロセスなどについては、検討中の事項や決定した事項などとして、経過に応じて職員会議において、教職員全体で共有することによって、実施に向けた見通しが明らかになってくるものと考えられます。

ポイント

教職員間全体での理解のためには、職員会議や校内研修会で、繰り返しねらいや内容を確認していくことが必要です。

また、実施に向けての進捗状況についても共有していくことで、実施への具体的な見通しをもつことができるようにします。

Q 「通級による指導」を実施に当たっては、校内体制をどのように構築していけばよいでしょうか。

「通級による指導」の実施に向けた校内体制づくり

「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（報告）では、通級による指導の実施における国、教育委員会、学校それぞれの役割が示されています。その中で、学校の役割においては、「何よりも、まずは特別支援教育の推進のための校内体制整備、すなわち障害のある生徒への支援を特定の教員任せにしない組織的な体制づくりが求められる」としています。

「通級による指導」は、教育課程に明確に位置付けられた指導であり、対象となる生徒を判断するプロセスも含め、特定の教員のみでの努力でなされるものではありません。

そこで、実施に向けた校内体制づくり、実施後の校内体制における役割の明確化が重要になります。

まず、実施に向けた校内体制づくりとしては、どのような要件等にかかわる準備及び整備が必要であるかを明らかにしていくために、校内の様々な人材で構成された校内検討委員会などの組織が重要になると考えます。これまでにすでに組織している特別支援教育校内委員会を活用することや、必要に応じて人材を加えることなども、組織構成の方法として考えられます。

具体的な構成メンバーとして、特別の教育課程を編成していくという点では、学校長には、教育課程編成権者の役割があります。教務主任には、教育課程への具体的な位置付けに係る役割があると考えられます。また、「通級による指導」として実施される自立活動に相当する指導の在り方を検討していく上では、学年主任や生徒指導主事等には、生徒の授業や生活状況等をふまえた学校ニーズを明確にしていくことの役割が考えられます。

このように「通級による指導」の実施に当たっては、直接の指導担当者のみならず、校内全体でのシステムづくりが必要になります。

以下の【表1】は、「通級による指導」の実施に向けた校内検討委員会の構成例を示したものです。

【表1】「通級による指導」校内検討委員会の構成例

担 当	役 割
学校長	校内における特別支援教育の推進 通級による指導の実施者 教育課程の編成者
副校長	通級による指導の実施に関わる校内の調整
教務主任 (教務課)	教育課程編成の主務者 (検討に基づく実施名, 実施年次, 単位数, 評価システム等の提案)
生徒指導主事 (生徒指導課)	生徒指導の視点からの校内ニーズの集約, 情報提供
各学年主任(年次長)	各学年, 教科・科目におけるニーズの集約, 情報提供
特別支援教育 コーディネーター 教育相談主任 (教育相談課)	通級による指導校内検討委員会の主務者 特別支援教育推進, 通級による指導への理解に係る校内研修会の設定 通級による指導として実施される自立活動に相当する指導についての 研修 実施内容の検討

校内検討委員会のメンバーとしては、構成例に示したメンバー以外にも、通級による指導として実施する特別の指導の内容に応じて、教科主任や、進路指導主事、保健主事などが考えられます。

特に、高等学校における実施として、教科等の内容を取り入れた指導を想定する場合には、教科・科目におけるニーズを把握していく上で、教科主任を加えることや、卒業後の進路に向けインターンシップに関連した指導を想定する場合には、進路指導主事を加えていくなどの工夫が必要になると考えられます。

ポイント

「通級による指導」の実施に当たっては、校内教職員全体の理解と合わせ、具体的な準備・整備に係る組織が必要となります。

校内の分掌、人材をうまく関連付けながら、推進の核となる校内検討委員会を組織し、機能させていくことが大切です。

次に実施後の校内体制における役割についても、考えていきましょう。

通級による指導が実施された後も、指導を担当する教員のみ任せ取組となることがないよう、学校全体で通級による指導を支えていくための体制が求められることは言うまでもありません。

下記【表2】は、通級による指導の実施後の校内体制として、各分掌や人材に想定される業務内容における役割例を示したものです。

【表2】「通級による指導」実施における業務内容役割例

実施に係る主な業務	担 当
「通級による指導」における指導内容の検討・実施・評価	通級による指導担当
教育課程編成	教務課
評価方法・単位認定	教務課
指導要録，特別の教育課程届け	教務課
通常の学級における教科指導の改善方策	教務課，教科主任， 教科担当者
個別の指導計画・個別の教育支援計画	特別支援教育コーディネーター 教育相談課
大学等の進路先との引継ぎの流れ・内容	進路指導課，教育相談課
「通級による指導」に係わる手続きの流れ	検討委員会（運営委員会）
対象生徒の判断，実施の検討	教科主任，教科担任，担任， 学年主任（年次長），学年団， 特別支援教育コーディネーター 通級による指導担当
保護者・本人との合意形成	担任，学年主任（年次長）， 教育相談課
担任，学年（年次）との連携項目，連携方法 （担任・保護者・本人との連絡調整）	特別支援教育コーディネーター 相談支援課 通級による指導担当
中学校との引き継ぎの流れ・内容	学年主任（年次長） 特別支援教育コーディネーター 教務課，教育相談課
中学校等，外部への説明（パンフレット作成）	教務課
校内特別支援教育体制（内容・分担）	検討委員会（運営委員会） 教育相談課
教職員対象の特別支援教育等の研修会 （教育委員会，総合教育センターとの連携）	検討委員会（運営委員会） 教育相談課

ポイント

「通級による指導」の実施に向けた検討段階から、実施後に想定される業務内容とその担当を明確にしていくことで、その後の分掌業務計画などの見通しも見えてくることとなります。

3 「通級による指導」実施のための年間スケジュール

Q 「通級による指導」の導入、実施に当たっての準備スケジュールを教えてください。

高等学校における「通級による指導」の導入準備

「通級による指導」の実施は、高等学校において初めての取組となることから、校内的には、体制面や運用面から、様々な準備及び整備が必要になります。

文部科学省では、「通級による指導」の制度設計として、具体的に必要と考えられる要件を下記【表3】のように示しています。

【表3】通級による指導の制度設計

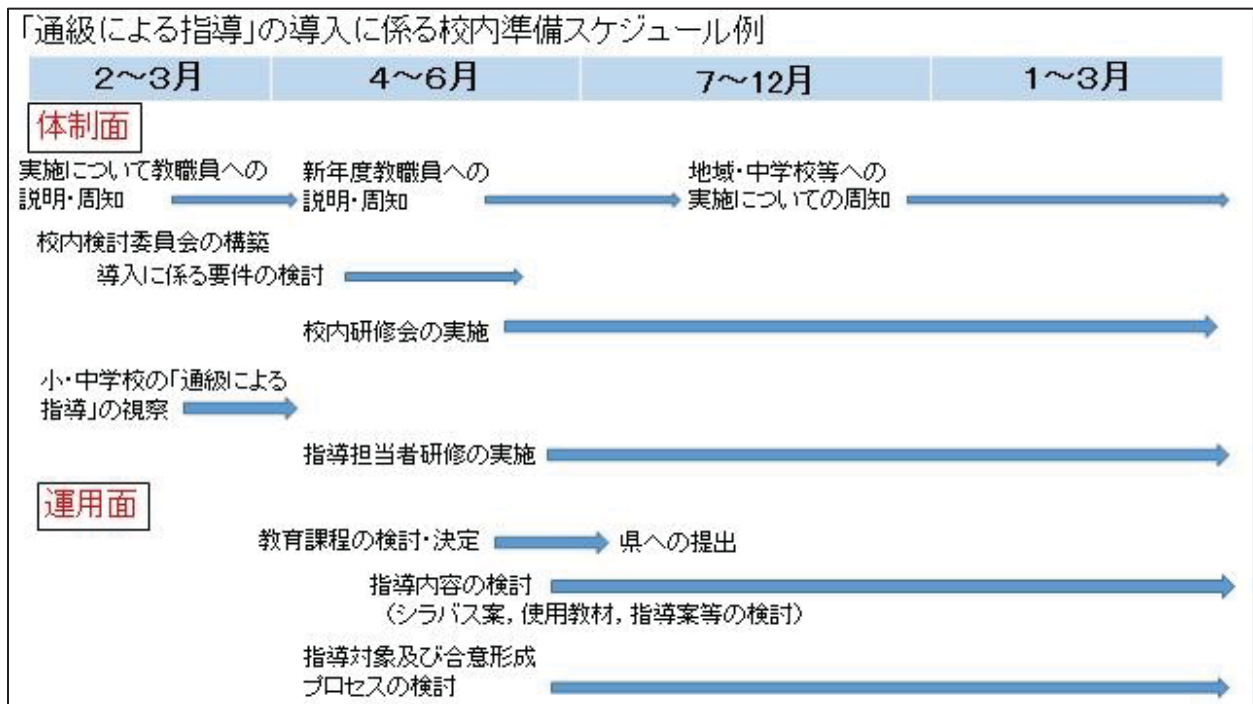
教育課程上の位置付け	通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする必要。(学習指導要領への位置付け, 単位認定・学習評価の在り方, 高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方(必履修教科・科目との関係, 卒業要件単位数との関係, 標準となる単位数等)といった論点について, 中央教育審議会における学習指導要領改訂の議論の中で検討する必要)
指導の対象	対象となる障害種は, 小中学校等における通級による指導の対象(※1)と同一とすることが適当。 (※1) 言語障害, 自閉症, 情緒障害, 弱視, 難聴, LD(学習障害), ADHD(注意欠陥多動性障害), 肢体不自由, 病弱及び身体虚弱)
指導内容	指導の内容は, 障害のある生徒が自立と社会参加を目指し, 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)とする。
実施形態	自校通級(通学の負担がない, 担当教員に相談しやすい, 他教員との連携が取りやすい), 他校通級(グループ指導が実施しやすい, 心理的な抵抗感に配慮しやすい), それぞれのメリットや学校・地域の実情を踏まえ, 効果的な実施形態を選択。
判断手続き等	①学校説明会等での説明, ②生徒に関する情報収集・行動場面の観察, ③生徒・保護者へのガイダンス, ④校内委員会等での検討, ⑤教育委員会による支援, ⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に, 学校・地域の実態も踏まえ実施。
担当教員に必要な資格等	高等学校教諭免許状を有することに加えて, 特別支援教育に関する知識を有し, 障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが不可欠(特定の教科の免許状を保有する必要はない)。

「通級による指導」の実施に当たっては, 上記の事項を中心とした要件の検討, 具体的な準備・整備を想定すると, 実施の1年前から, 先にも述べた「通級による指導」検討委員会を組織し, 必要な準備を進めていくことが必要になります。

下記【図2】は、「通級による指導」の導入に係る校内準備スケジュールの一例を示したものです。想定される準備内容として、体制面については、早期から通級による指導の実施について、教職員全体で確認し、そのねらいや指導内容などを確認すること、また、指導担当者を予定する教員については、小・中学校の通級指導教室の視察や、専門性向上の視点からの研修の機会を設定していくことが必要になると考えられます。

また、運営面からは、教育課程への位置付けに関わり、実施名や目標、単位数を検討していくことや、対象生徒の判断に係るプロセスの検討などが考えられます。

特に、対外的に調整が必要な要件や、教育委員会への次年度教育課程の提出などについては、早期に検討し、具体的な準備・整備を進めていくことが必要であると考えられます。



【図2】「通級による指導」の導入に係る校内準備スケジュール例

「通級による指導」の改善に向けた取組

通級による指導の実施後については、対象生徒への指導の充実を図っていくことはもちろんですが、体制面及び運用面から学校全体として取組の見直し、改善を図っていくことが求められます。

そのため、年間の中で定期的に、通級による指導検討委員会や運営委員会を実施し、取組の経過確認を行っていくことが必要であると考えられます。

実施後には、指導担当教員に全てが任されてしまうといったことがないように、校内体制での指導が展開されるようにすることが大切です。

ポイント

「通級による指導」の導入に当たり、どのような要件が必要となるかを検討するとともに、具体的な準備・整備を行っていくことが必要です。

特に、対外的に調整が必要な要件については、早めに準備・整備を進めていくようにします。

4 「通級による指導」実施のための指導担当教員研修

Q 「通級による指導」を担当する教員には、何か資格は必要ですか。

「通級による指導」の指導担当教員に求められるもの

「通級による指導」は、高等学校の教育課程への特別の指導という位置付けで実施されます。そのため、指導担当教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があります。

また、指導内容、指導計画の作成・評価の視点からは、特別支援教育に関する知識を有し、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要です。

「通級による指導」を複数の教員が担当する場合にも、一人一人の教員に同様のことが求められますが、担当教員に加えて、外部専門家の参画も得て授業を実施する場合には、当該専門家等については、必ずしも高等学校教諭免許状を有していないこともあり得るとされています。

Q 「通級による指導」を担当する教員の研修は、どのように進めていけばよいですか。

「通級による指導」の充実に向けた担当者研修

「通級による指導」の指導担当教員には、その指導を通しての十分な教育的効果を上げていくために、特別支援教育に関する専門的な知識、技能、また、個々の生徒の障がいの状態を的確に把握していく力などが求められます。

そのためには、実施校の体制面の整備という視点から、校内外において、指導担当教員の研修の機会を確保していく必要があります。

指導担当教員の研修としては、具体的に、次のような方法が考えられます。

○小・中学校通級指導教室の視察

小・中学校では、これまでも通級による指導が実施されてきており、実施校においては、対象児童生徒を判断していくプロセスや、個の困難に応じた指導計画作成などが確立されていると考えられます。

また、通常の学級の担任との連携、保護者連携などの視点からも、視察を通しての知見を得られることが期待されます。

平成 29 年度に、当センターへの研究協力校が実施した通級による指導の導入に向けた小・中学校通級指導教室の視察では、以下のような感想が得られています。

- ・「通級による指導のねらいが何であるのか、実践をとおして確認をすることができた。」
- ・「対象児童生徒の判断や、合意形成の流れのイメージをもつことができた。」
- ・「対象に合わせた指導内容の設定や、使用教材の選定が参考になった。」
- ・「小・中学校における通級による指導の対象と、その状況に対する具体的な指導内容のイメージをもつことができた。」
- ・「通級による指導を通しての成果を、実際に児童生徒の授業の様子から実感することができた。」

○教育委員会，総合教育センター実施による研修講座の活用

指導担当教員の専門性向上の視点からは，教育委員会や教育センターが実施する研修講座を活用することも有効な方法と言えます。

研修内容としては，障がい理解や，具体的支援方法，支援機器としてのICT機器活用，就労支援などが考えられます。

平成29年度に，当センターへの研究協力校が実施した通級による指導の導入に向けた専門性向上の取組として，下記【表4】のような内容についての研修講座を受講していただいています。

【表4】総合教育センターにおける研修講座の活用

研修内容・講義題等	講師	具体的内容
○障がい理解と支援にかかわる内容		
・講義「医療から見た発達障がい」	小児科医師	・発達障がいの基本的理解 ・困難さをふまえた支援の在り方
・講義「愛着形成の理解と対応」	総合教育センター 研修指導主事	・愛着障がいと発達障がい ・行動問題への対応
・講義・演習 「家族支援・きょうだい支援」	発達障がい者支援 センター相談担当者	・保護者の心情理解 ・保護者連携の在り方
・講義・演習 「ソーシャルスキル・トレーニング」	大学講師	・認知行動療法の考え方 ・行動に着目した子ども理解 ・セルフコントロールの獲得
○就労支援にかかわる内容		
・講義「職業支援の現状」	障害者職業センター主任 障害者職業カウンセラー	・就労を支えるサービスの利用 ・自己理解の進め方
○支援機器・教材の活用にかかわる内容		
・参観「特別支援教育教材支援機器等地域展示会」	国立特別支援教育 総合研究所研究員	・具体的支援に活用できる情報機器 及び教材

ポイント

「通級による指導」の導入に当たって，指導担当教員の専門性の向上は校内体制面からも重要な事項と言えます。

校内全体の協力の下に，指導担当教員の研修の機会を確保していくことが必要です。

ワンポイント説明

「通級による指導担当教員養成講座」について

岩手県教育委員会では，県立総合教育センターを実施機関とし，通級による指導の推進業務に当たる教員養成のために，3か月間の継続研修として「通級による指導担当教員養成講座」を実施しています。

「ことばの教室の指導」，「LD等教室の指導」の充実に向けた各種研修を位置付けており，研修プログラムによっては，高等学校教員も聴講が可能です。

研修プログラムについては，岩手県立総合教育センターWebページ等でご確認ください。

Ⅱ 高等学校における「通級による指導」の運用

1 教育課程の編成

通級による指導は、障がいに応じた特別の指導を高等学校等の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものです。そのため、通級による指導を実施する学校では、特別の教育課程を編成していく必要があります。

本章では、通級による指導の運用という視点から、教育課程の編成に関わり、どのような準備や整備の要件があるのか、どのような留意点があるのかについて確認をしていきます。

(1) 指導対象の検討

Q 「通級による指導」の指導の対象となる障がい種について、教えてください。

通級による指導の対象となる障がい種

通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるものです。

そこで、学校教育法施行規則第 140 条では、通級による指導の対象となる障がい種を、下記のように示しています。

学校教育法施行規則第 140 条

- ① 言語障害者 ② 自閉症者 ③ 情緒障害者 ④ 弱視者
⑤ 難聴者 ⑥ 学習障害者 ⑦ 注意欠陥多動性障害者
⑧ その他の障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが
適当な者
※ ⑧については、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者が該当するとされています。

また、具体的な内容については、「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者」とされています。

そのために、通級による指導の対象となる生徒の判断については、「医学的な診断の有無のみにとられることのないように留意し、総合的な見地から判断すること」とされています。

なお、第 140 条では、通級による指導の対象となる障がい種として、「知的障害」を含めていません。その理由としては、以下のことが挙げられます。

- ・知的障害の特性として、習得した知識や技能が断片的になりやすく、生活に結びつきにくいことや、場面や状況を理解した上での適切な判断や行動が難しい場合が多いため、生活に結びつく実地的・具体的な内容を継続して指導できるような位置付けが必要であること。
- ・上記のことをふまえると、知的障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、一定時間のみ取り出すことはなじまないこと。

ポイント

教育課程への位置付けに当たり、対象となる障がい種を確認しましょう。
知的障がいについては、「通級による指導」の対象に含まれません。

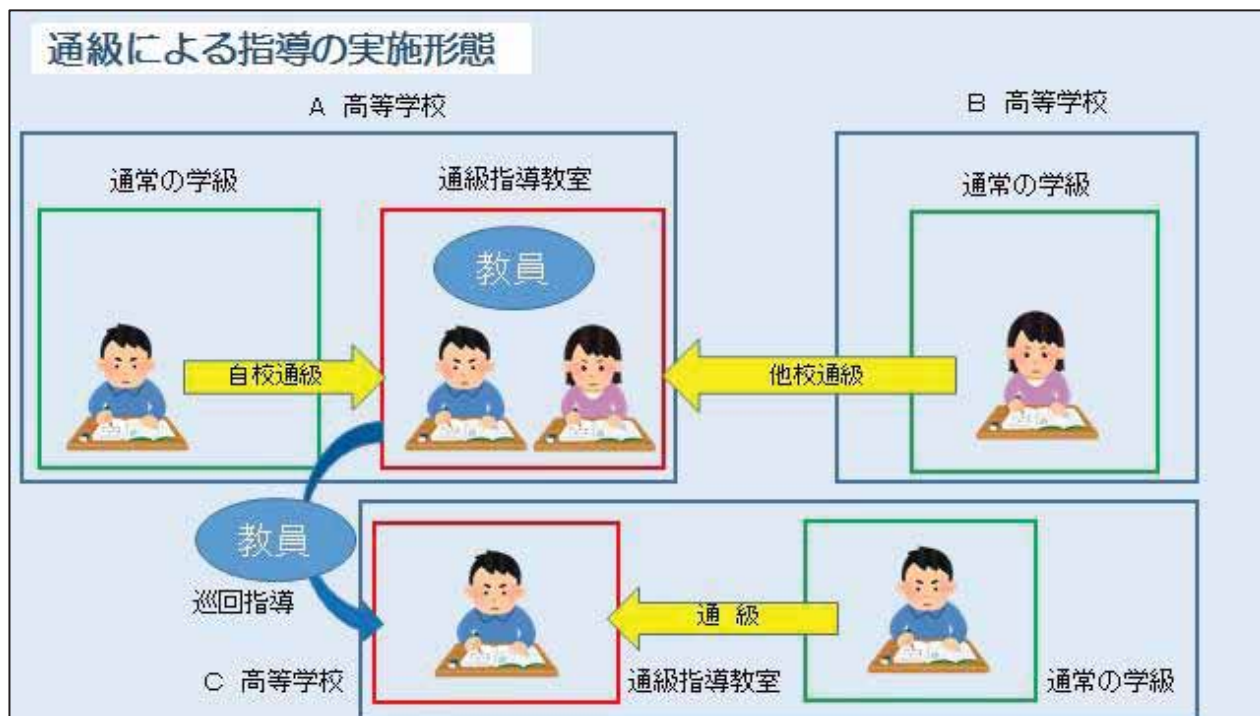
(2) 実施形態

Q 「通級による指導」は、どのような形態で、実施されるのですか。

通級による指導の実施形態

通級による指導の実施形態は、大きく三つに大別されます。

下記【図3】は、その三つの形態を示したものです。



【図3】通級による指導の実施形態

ア 自校通級

この実施形態は、対象生徒となる生徒が、在籍する学校において、通級による指導を受けるものです。

対象生徒は、ほとんどの授業については、他の生徒と同様に、通常の教育課程として位置付けられている授業を受けながら、一部特別の指導を受けることになります。

特徴

○学校・指導者にとっては

- ・対象生徒の学級担任や教科担当と、通級による指導担当教員との連携が図られやすいと考えられます。

○対象生徒にとっては

- ・自校の中で、一部の時間、特別の指導を受けるものであることから、対象生徒の通学、移動の負担が少なくなります。
- ・生徒及び保護者が、通級による指導担当教員に日常的に相談がしやすいと考えられます。
- ・通級による指導を受けていることを、自校の生徒に知られたくない生徒にとっては、心理的な抵抗感、負担感が生じることが想定されます。

イ 他校通級

この実施形態は、通級による指導が実施されている他の学校に、対象生徒が定期的に通い、指導を受けるものです。

対象生徒は、ほとんどの授業については、自校において、他の生徒と同様に、通常の教育課程として位置付けられている授業を受けながら、他校において、一部特別の指導を受けることとなります。

特徴

○学校・指導者にとっては

- ・対象となる生徒が少ない学校においても、実施が可能となります。
- ・同時帯に通級する複数の生徒でのグループ指導が実施しやすくなります。
- ・対象生徒が在籍する学校と、通級による指導担当教員との間での、情報共有が図れるように、連携の工夫が必要となります。

○対象生徒にとっては

- ・通級による指導を受けていることを、自校の生徒に知られたくない生徒にとっては、心理的な抵抗感、負担感が軽減されることが想定されます。
- ・移動時間は、通級による指導の時間に含まれないために、対象生徒が他校へ通学に要する時間について、過度な負担にならないようにする必要があります。
- ・他校への通学となることから、制服が異なることでの、対象生徒の抵抗感に配慮する必要があります。

ウ 巡回指導

この実施形態は、通級による指導担当教員が、対象生徒が在籍する学校に赴き、場合によっては、複数の学校を巡回して指導を行うものです。

対象生徒は、ほとんどの授業については、他の生徒と同様に、通常の教育課程として位置付けられている授業を受けながら、通級による指導担当教員の巡回に合わせて、一部特別の指導を受けることとなります。

特徴

○学校・指導者にとっては

- ・対象となる生徒が少ない学校においても、実施が可能となります。
- ・指導担当教員の巡回予定に時間に合わせ、複数の生徒でのグループ指導が実施しやすくなります。

○その他

- ・指導担当教員の任命権を有する教育委員会が、当該教員が巡回先の学校において、通級による指導を行うことについて、兼務発令や非常勤講師の任命等により、指示・命令権限を明確にする必要があります。
- ・指導担当教員の巡回指導に当たる移動の負担を軽減するため、旅費の措置等を計画的に行う必要があります。

ポイント

実施形態毎に留意しておくべき特徴を、しっかりと押さえておきましょう。

(3) 教育課程上の位置付け

Q 「通級による指導」を行う場合の特別な教育課程をどのように編成していけばよいのかその考え方を教えてください。

通級による指導を行う場合の特別な教育課程

学校教育法施行規則第140条では、高等学校等において、通級による指導を行う場合には、特別な教育課程を編成することができるとしています。

また、この規定に基づく平成5年の文部科学省告示第7号では、障がいに応じた特別な指導の具体的内容及び通級による指導を行う際の単位数等について、下記のように示しています。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百十条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別な教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別な指導（以下「障害に応じた特別な指導」という。）を小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又は一部に替えることができるものとする。

ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別な指導を、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第三款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款的2に規定する専門学科において、すべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款的3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款的4、5及び6並びに同章第七款的5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別な指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱うことができる。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別な指導に係る授業時数は、規則第四百十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二号の規定による特別な教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別な指導を行う場合は、授業時間の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別な指導に係る習得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

高等学校における特別の教育課程の編成

文部科学省告示では、通級による指導の位置付けについて、「特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導を小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又は一部に替えることができるものとする。」と示しています。

下記に示したのは、高等学校（全日制・普通科）を例に通常の教育課程を示したものです。

ご覧のように、必修教科・科目、総合的な学習の時間、選択教科・科目、特別活動といった履修内容により、編成されています。

では、こうした通常の教育課程に、特別の指導を加えた場合、また、一部に替えた場合の位置付けは、どのようになるのかを説明します。

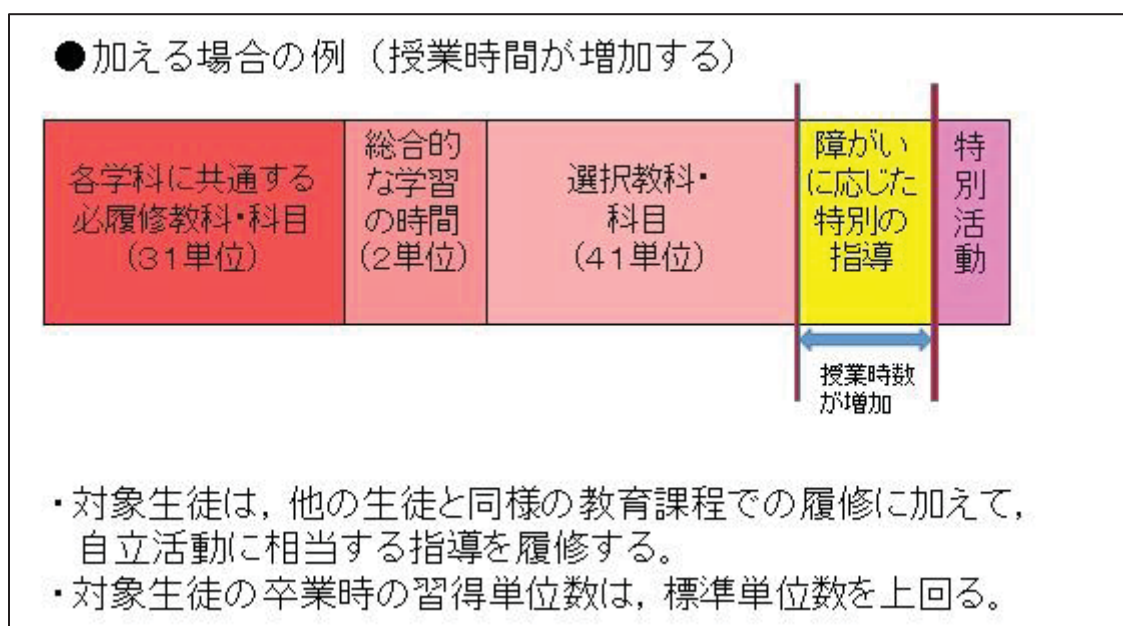
各学科に共通する必修教科・科目													総合的な学習の時間	選択教科・科目	特別活動				
国語総合	世界史A	日本史A	現代社会	数学I	科学と人間生活	物理基礎	化学基礎	生物基礎	地学基礎	体育	保健	音楽I				美術I	工芸I	書道I	コミュニケーション英語I
31単位													2単位	41単位					

【図4】高等学校（全日制・普通科）における通常の教育課程例

（※ 国語総合、数学I、コミュニケーション英語I及び総合的な学習の時間を2単位として履修した場合）

ア 教育課程に加える場合

ここでいう「加える」とは、生徒全員に適用されるものとして配当された教科・科目等以外に、対象生徒について、通級による指導として、自立活動に相当する指導を実施することを意味します。



【図5】特別の指導を教育課程に加える場合

編成上の留意点

- ・通常の教育課程に加えることになるため、時間割における指導の時間帯について、工夫をしていく必要があります。(放課後や、長期休業中の実施など)
- ・実施の名称や内容についても、対象生徒の心理的な抵抗感が生じないような工夫が必要になります。
- ・対象生徒にとっては、指導が修得単位に認められること(増単)になる一方で、授業時間が増えることでもあるため、履修に当たっての負担感を考慮する必要があります。

イ 教育課程の一部に替える場合

ここでいう「替える」とは、生徒全員に適用されるものとして配当された選択教科・科目の一部を、通級による指導の対象生徒については実施せず、その時間帯に、自立活動に相当する指導を実施することを意味します。

●替える場合の例(授業時間が増加しない)

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的 な学習 の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位) 障がいに応じた 特別の指導	特別 活動
-------------------------------	----------------------------	---	----------

- ・対象生徒は、他の生徒それぞれが履修する選択教科・科目の中の一部に替えて、自立活動に相当する指導を履修する。
- ・対象生徒の卒業時の習得単位数は、基本的に他の生徒との同様に標準単位数となる。

【図6】特別の指導を教育課程の一部に替える場合

編成上の留意点

- ・選択教科・科目の一部に替えることから、他の生徒が選択教科・科目を実施している同時時間帯で行われることになるために、位置付けにおいて、実施の名称や内容についても、対象生徒の心理的な抵抗感が生じないような工夫が必要になります。

高等学校における「替える」の捉え方

先にも示したように、特別の教育課程を編成するに当たって、「特別の指導を教育課程に加え、又は一部に替える」という考え方は、全ての校種において、共通するものです。



しかしながら、高等学校においては、「替える」の捉え方について、留意する必要があります。

小・中学校の教育課程については、それらを一通り履修することによって、小学校として、または、中学校としての教育が成り立つという性質をもつと考えられることから、どの教科・科目等の別を問わずに替えることができます。

一方、高等学校の教育課程においては、高等学校学習指導要領の中で、全ての生徒が履修をする必履修教科・科目等と、教育課程の弾力的な編成を可能とするための選択教科・科目が設定されています。

必履修教科・科目等については、高等学校教育の共通性を確保する観点から、設定されているものであることから、あくまで、選択教科・科目の範囲内で、一部に替えるということになります。

下記【図7】は、「替える」の捉え方についての具体例をイメージとして示したものです。

<h3>「替える」の捉え方</h3>	
<h4>小・中学校等における「替える」</h4> <p>どの教科・科目の別を問わずに「替える」ことが可能。</p>	
<p>例</p> <p>一週間に数時間ある国語の時間のうち、金曜日の時間だけ(国語の授業ではなく、通級指導教室において、自立活動を実施する。</p>	
<h4>高等学校における「替える」</h4> <p>必履修科目や、総合的な学習の時間等に「替える」ことはできない。 選択教科・科目に「替える」ことが可能。</p>	
<p>例</p> <p>他の生徒は、学校設定科目の「〇〇〇」(2単位)を選択し、履修する。 対象生徒は、自立活動に相当する指導(2単位)を履修する。 それぞれの生徒が履修した内容について、修得単位となる。</p>	

【図7】小・中学校等と高等学校における「替える」の捉え方

また、専門学科における専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」については、通級による指導と替えることはできないことにも、教育課程を編成する上で留意する必要があります。

次頁【表5】は、各学科による教育課程に替えることができない教科・科目等を示したものです。

【表5】各学科による教育課程に替えることができない教科・科目等

学 科	教科・科目等
普 通 科	<ul style="list-style-type: none"> ・必履修教科・科目 ・総合的な学習の時間
専 門 学 科	<ul style="list-style-type: none"> ・必履修教科・科目 ・総合的な学習の時間 ・すべての生徒が履修する専門教科・科目 (原則 25 単位以上, 20 単位までは減じることが可能)
総 合 学 科	<ul style="list-style-type: none"> ・必履修教科・科目 ・総合的な学習の時間 ・「産業社会と人間」

ポイント

高等学校としての学び、学科における学びの共通性を確保するという視点から、替えることのできない教科・科目等があることをふまえながら、教育課程への位置付けを検討していく必要があります。

特別の指導の単位数について

通級による指導として実施する特別の指導に係る修得単位数については、年間7単位を超えない範囲で、学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができるものとされています。

高等学校では、原則として74単位以上を習得とした者について、校長が全課程の修了を認めるとされていますが、具体的には各学校において定めることとなっています。

そのため、通級による指導を実施する高等学校においては、卒業時までの最低修得単位数である74単位の中での、必履修教科・科目等や、選択教科・科目の単位数を鑑みながら、特別の指導に係る修得単位数を定めていく必要があります。

また、通級による指導の定義にもかかわる「ほとんどの授業を通常の学級で受け、一部障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導」という視点から、年間7単位(3年間で21単位)を超えないことをふまつつも、総授業時数に占める通級による特別の指導の時数の割合については、一定程度に留めるという考え方も必要になります。

これまでも行ってきた通常の授業における配慮と重ねながら、通級による指導として必要と考えられる時数に検討していく必要があります。

ポイント

通級による指導として実施する特別の指導の修得単位数は、年間7単位まで。あくまでも、高等学校における教育課程の中で、一部について、対象生徒の困難の改善・克服のための指導を行うものであることをふまえた単位数の検討が必要です。

年次における設定について

通級による指導として実施する特別の指導については、年間7単位を超えない範囲で、どの年次においても位置付けることができます。

ア 1年次からの設定

1年次から位置付けられている場合には、生徒の困難な状況に対して、必要な時期に指導を開始することが可能となります。

一方で、生徒を指導対象として判断することや、本人・保護者との合意形成を図る上で要する期間についても、考慮する必要があります。また、合意形成をふまえ、実施される場合にも、年度途中からの実施となり、年次をまたがっての履修となることが想定されます。

また、入学者説明会や、文書等での早期から通級による指導への理解が図られるような工夫が必要と考えられます。

留意点

- ・中学校で通級による指導を受けていた生徒や、特別支援学級に在籍をしていた生徒など、必要性のある生徒に対して、中学校までの指導をふまえた継続的な指導がなされる。
- ・生徒を指導対象として判断し、合意形成を図るまでに要する期間が短い点について、考慮する必要があります。

イ 2年次以降の設定

2年次以降から位置付けられている場合には、1年次を、教育的ニーズを明確化する期間と捉えることができます。対象と考えられる生徒の学習・生活状況を把握し、継続的な面談機会を設定することで、合意形成を図り、2年次以降からの実施へとつないでいくことができます。

一方で、1年次の段階から、指導の必要性が生じたときには、あくまで教育課程外で、「通級による指導」の形態での指導を行うという捉え方になり、習得単位としては認められないことに留意する必要があります。

留意点

- ・1年次の学校生活における状況観察や、本人・保護者との継続的な面談を通して、教育的ニーズを明確にしながら、丁寧な流れで合意形成をふまえた実施につなげていくことができる。
- ・指導の必要性が生じても、教育課程への位置付けがないために、あくまで教育課程外で加える形での実施となる。(放課後や、長期休業中などの実施)
- ・教育課程外での実施の場合、修得単位と認められない。

ポイント

学校全体の教育課程の中で、特別の指導をどの年次に設定するかについては、対象となる生徒を判断する過程や、合意形成のための期間を想定しながら、検討していく必要があります。

学校ニーズをふまえた編成の工夫について

通級による指導として実施される自立活動に相当する指導は、生徒の障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的としています。

そのため、自立活動に相当する指導を、全ての生徒が受講しうる教科・科目等として位置付けることはできません。

一方で、高等学校では、全ての生徒にとって育てたい力として、卒業後の自立に向け、自己理解を深め、他者との関わりを円滑に進める力や、社会規範を理解して適切な判断・行動につなげていく力なども、学校ニーズとして挙げられる場合があります。

そうした場合は、目的の違いを明確にしながら、必要に応じて教育課程編成の工夫を図っていくことが考えられます。

下記に示した図は、総合学科における学校設定科目と、自立活動に相当する指導を関連付けた教育課程編成の例を示したものです。

〈自立活動に相当する指導 対象生徒のみ履修〉 ソーシャルスキルB 2単位	3年
〈自立活動に相当する指導 対象生徒のみ履修〉 ソーシャルスキルA 2単位	2年
〈学校設定科目 全生徒履修〉 ソーシャルスキル基礎 1単位	1年

【図8】学校設定科目と自立活動に相当する指導を関連付けた教育課程編成例（総合学科）

この設定例では、1年次は、全生徒が履修する内容として、基礎的なコミュニケーションスキルや社会規範の理解について取り上げられる通常の教育課程における学校設定科目としての位置付けとなっています。

また、2年次以降には、必要に応じて、人とのかかわりや、状況に応じた判断・行動などに困難のある生徒を対象とし、個々の困難の背景などをふまえた自立活動に相当する指導として実施する位置付けとなっています。

このように、学校設定科目と自立活動に相当する指導の名称を関連付ける工夫をすることで、対象生徒にとっての心理的な負担感が軽減されることなども考えられます。

ポイント

通級による指導の対象となる生徒のニーズと合わせて、学校全体のニーズをふまえた教育課程編成の工夫も大切な視点となります。

一方で、通級による指導と、他の教科・科目等との目的の違いを明確にしておく必要があります。

(4) 指導内容

Q 「通級による指導」での指導内容について教えてください。

自立活動とは

「通級による指導」における具体的な指導内容は、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の区分及び項目に則して、対象となる児童生徒に合わせながら、選定し、構成されます。

つまり、通常の学級での指導や、教科指導等だけでは、改善の成果があげにくい対象児童生徒の困難さについて、その要因や背景をふまえた上で、自立活動の区分及び項目との照らし合わせを行いながら、より焦点化した内容について指導を行っていくことになります。

高等学校における「通級による指導」においても、実施校が位置付ける自立活動に相当する指導として、特別支援学校学習指導要領には、自立活動の目標が次のように示されています。

また、自立活動の内容は以下の【表6】のように示されています。

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

【表6】特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること (4) 障害特性の理解と生活環境の調整に関すること (5) 健康状態の維持・改善に関すること
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること (2) 状況の理解と変化への対応に関すること (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること (2) 他者の意図や感情の理解に関すること (3) 自己の理解と行動の調整に関すること (4) 集団への参加の基礎に関すること
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関すること (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること (4) 身体の移動能力に関すること (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2) 言語の受容と表出に関すること (3) 言語の形成と活用に関すること (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること
-------------	---

自立活動の区分・項目と具体的指導内容の考え方

次に、自立活動に示されている区分及び項目に則して、対象となる児童生徒に具体的指導内容をどのように考えていくかについて、二つの事例を基に説明をします。

事例1 Aさん（高校1年）

Aさんの状況

- ・授業全般に見受けられる様子として、板書をノートに写すことに時間を要しており、授業時間内に書き写すことができないまま、終了することも多い。
- ・体育での球技の場面では、ボールの行方に合わせて、身体を動かすことが苦手な様子が見受けられる。
- ・上記のつまずきから、学習への意欲が低下してきており、登校を渋る様子も見られる。
- ・美術などの創作活動では、ゆっくりと時間をかけながら、丁寧な取組ができています。

Aさんの状況から考えられる困難の背景（仮説）

書かれている内容や動きのあるものを、追視しながら、身体の操作につなげていくことに困難があるのではないか。

Aさんの目標

決められた時間内に、視写する量を増やしていき、自信をもつことができる。

Aさんへの指導に関連する自立活動の区分・項目と具体的指導内容

- 2 心理的な安定 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
- 5 身体の動き (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
- ・指導時間内に、Aさんの得意な創作活動を継続的に位置付け、達成感を感じることができるようになる。
 - ・ビジョン・トレーニングを取り入れ、文字を目で追い、運筆する活動や、文字列を縦列・横列・斜めなど、ルールに応じて読み進める活動を行う。

この事例における対象生徒Aさんは、板書を書き写すことや、球技を苦手としており、そのつまずきから学校生活での自信を失いつつある状況にあります。

Aさんに対する詳細な観察や、客観的な検査の実施からは、困難の背景として、目で文字や物の動きを追う機能に関する課題が把握されました。

そこで、Aさんへの具体的指導としては、上記の自立活動の区分・項目を選定し、失いつつある自信を取り戻すために、得意な面を生かし、達成感につなげる内容、困難の背景である追視の動きを高めていく内容が考えられます。

事例2 Bさん（高校2年）

Bさんの状況

- ・学習全般に、指示や説明内容に応じた活動の遂行に苦手な様子が見受けられる。
- ・提出物を、提出締切日までに出すことが少なく、指導を受けることが多い。
- ・友達とのかかわりの中で、場にそぐわない発言をし、トラブルになることがある。
- ・写真部での活動に意欲的であり、コンクールでの入賞経験がある。

Bさんの状況から考えられる困難の背景（仮説）

ワーキングメモリーに課題があり、指示内容を覚えておくことの困難があるのではないかと。
曖昧なルールについて、自分で判断し、適切な行動につなげていくことを苦手としているのではないかと。

Bさんの目標

必要な情報をメモし、確認しながら、活動に取り組むことができる。
集団場面でのルールやマナーを意識した適切な発言ができる。

Bさんへの指導に関連する自立活動の区分・項目と具体的指導内容

- 2 心理的な安定 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
 - 3 人間関係の形成 (4) 集団への参加の基礎に関すること
 - 4 環境の把握 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること
- ・Bさんの得意な活動を位置付け、活動の短期的なゴール設定により、成功体験を繰り返していけるようにする。
 - ・暗黙の了解について、ルールやマナーに関する書籍・教材を活用しながら、ロールプレイを行う
 - ・コグニティブ・トレーニングとして、聴覚記憶にかかわる学習課題への取組を行う。
また、指示内容をメモに書き留める習慣化に向けた活動を行う

※コグニティブ・トレーニング…認知機能の強化を目的としたトレーニング（社会面、学習面等への包括的支援）

この事例における対象生徒Bさんは、指示や説明を理解し行動に移すことや、集団の中で、場の状況を意識した行動を苦手としている状況が見受けられます。

Bさんに実施した客観的な検査からは、聞いた情報を記憶に留めておくことを苦手としていることが把握されました。また、詳細な観察からは、ルールとして明示されている内容については、比較的理解ができている状況も確認できました。

そこで、Bさんへの具体的指導としては、上記の自立活動の区分・項目を選定し、将来の自立と社会参加に向け、集団の中でのルールやマナーへの明確化し理解を深める内容や、話される内容により意識を向けて聴くことや、聴いた内容をメモする習慣形成を図る内容が考えられます。

これら、二つの事例のように、通級による指導では、対象生徒の困難の状況、背景をふまえ、特別支援学校学習指導要領の自立活動の区分・項目から、指導が必要であると考えられる項目を選定し、具体的な指導内容を設定していくことになります。

ポイント

自立活動の区分・項目については、全てを扱うものではなく、対象生徒の状況・背景をふまえて、必要な内容を選定し、具体的な指導内容を検討します。

2 実態把握と「通級による指導」実施に関する合意形成

(1) 「通級による指導」対象者の確認

Q 「通級による指導」の指導対象の考え方について、教えてください。

通級による指導の指導対象の考え方

通級による指導の指導対象については、学校教育法施行規則第140条に示された障がいによる学習上又は生活上の困難を抱えており、「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として、示されています。

そこで、高等学校における通級による指導の実施に当たっては、指導対象として、大きく次のような生徒が考えられます。

- ・中学校において、通級による指導を受けており、高等学校に進学した後も、引き続き通級による指導を必要とする生徒
- ・中学校において、特別支援学級に在籍しており、高等学校に進学した後に通級による指導を必要とする生徒
- ・中学校までは、通常の学級における配慮を中心とした中で学んできているものの、高等学校での学びにおいて、学習上や生活上の困難をふまえ、より個に応じたきめ細かい指導・支援を必要とする生徒

上記に示したいずれの場合においても、高等学校において実施する際には、特別の教育課程として位置付けと指導対象となる生徒の困難さをふまえ、通級による指導の対象とするか否かについて検討をしていくことが必要となります。

ポイント

実施校の特別の教育課程が、どのような障がいによる困難さの改善・克服をねらいとした位置付けとしているのかを確認しましょう。

(2) 「通級による指導」の指導対象の判断

Q 「通級による指導」の指導対象の判断は、どのように行っていけばよいでしょう。

「通級による指導」の実施に係る生徒及び保護者への説明

通級による指導の実施、指導対象の判断の手續きに先立って、実施校においては、第一段階として、通級による指導の目的やその内容について、学校説明会、入学者説明会等の機会を通じて、説明をしていくことが必要です。

小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的にニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供するという観点から実施されるものであるという趣旨をふまえながら、指導内容等についても説明を行い、生徒及び保護者を含め、校内全体での通級による指導についての共通理解を図るようにします。

ポイント

実施校においては、学校説明会等の機会を通じて、生徒及び保護者への説明を行い、実施の目的や内容を共有します。

「通級による指導」の指導対象の判断

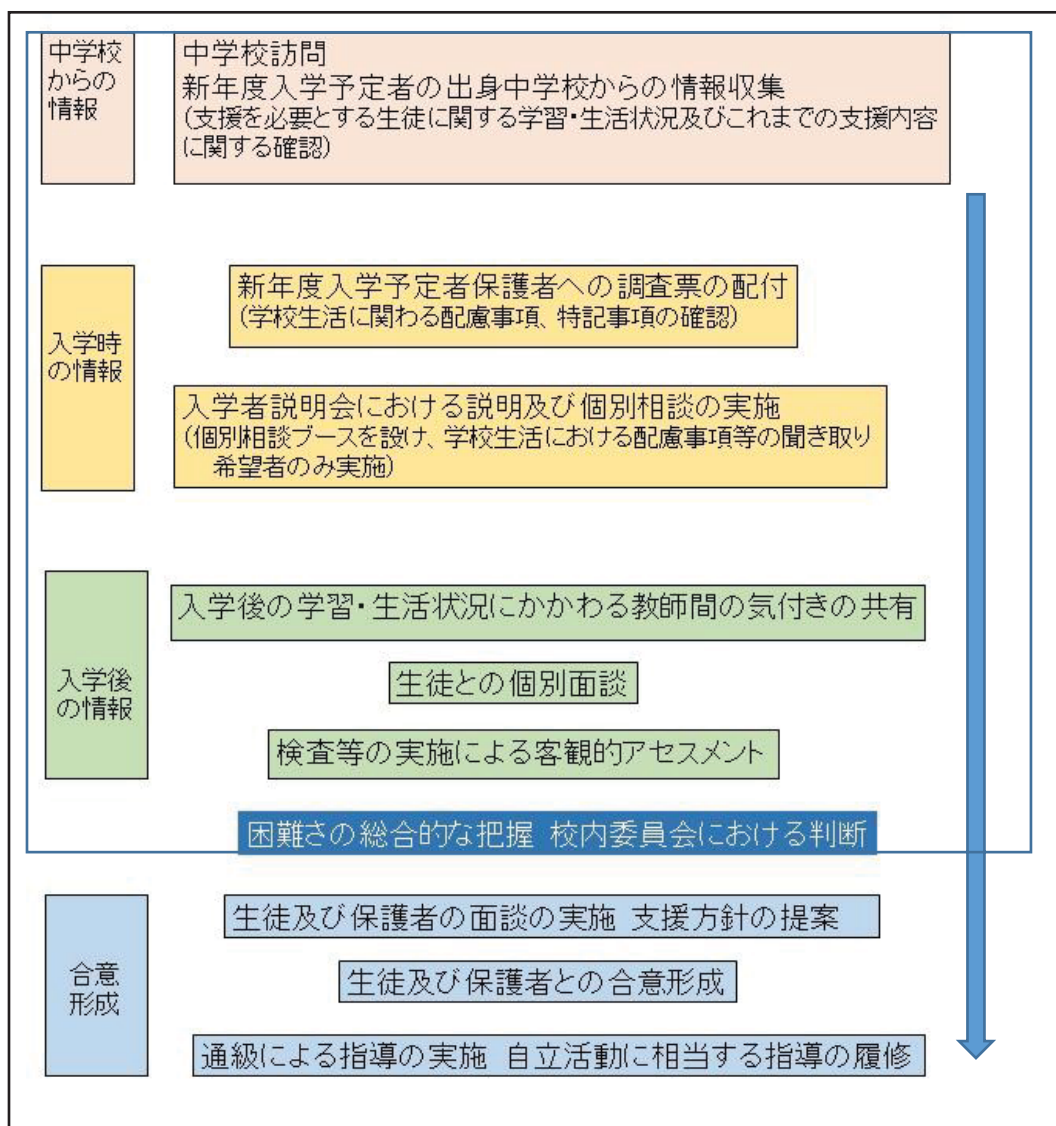
通級による指導の指導対象については、「医学的な診断の有無のみにとられることのないように留意し、総合的な見地から判断すること」が求められます。

では、高等学校において、総合的な見地から指導対象の判断をしていく上では、どのような情報を手がかりにしていけばよいでしょうか。

大きな視点として、新たに指導対象検討のプロセスを構築していくのではなく、これまで、すでに実施してきている生徒にかかわる情報を基本としながら、必要に応じ、新たな情報を加えていくプロセスを整理していくことが有効であると考えられます。

例えば、中学校からの引き継ぎをふまえ、得られている生徒の中学校時の情報や、面談等を通じて得られる生徒の思い、願い、そして、高等学校における学習面や生活面などの観察から得られる情報などは、これまでも、通常の授業における支援への手がかりにしているものと考えます。加えて、客観的な検査の結果等から得られる情報を検討の要素としていくことにより、指導対象検討のプロセスが整理されていくことになります。

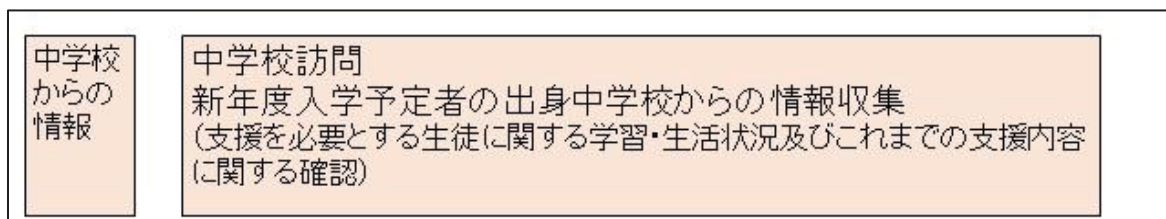
下記に示した【図9】は、指導対象の判断から、生徒・保護者との合意形成までのプロセスの一例を示したものです。



【図9】指導対象の判断から合意形成までのプロセス（一例）

前頁の図に基づいて、説明をしていきます。

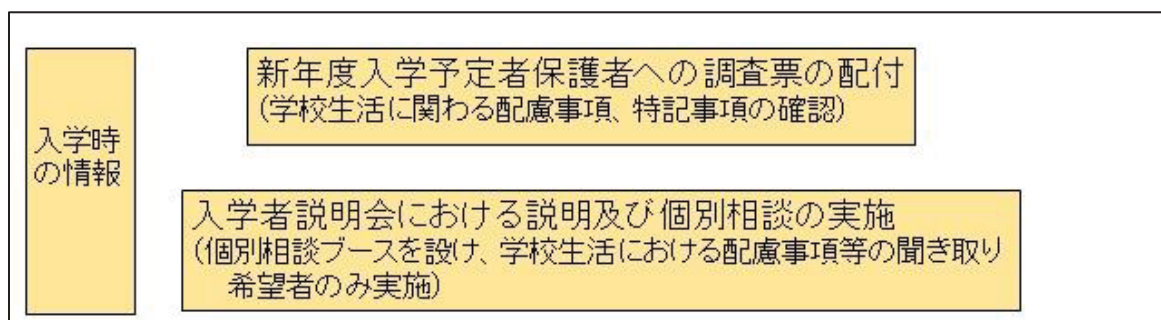
中学校からの情報の活用



総合的な見地から、対象の判断を行っていく上で活用できる情報の一つとして、中学校から引き継がれる情報があります。

特に、実施校における特別の教育課程の位置付けが1年次からの場合、対象の判断が、高等学校入学後の限られた時間となることも考えられます。入学選抜後に実施する新年度入学予定者の出身中学校訪問や、中学校教員による高等学校訪問等により得られる情報は、通級による指導の対象を検討していく上での重要な情報と考えられます。

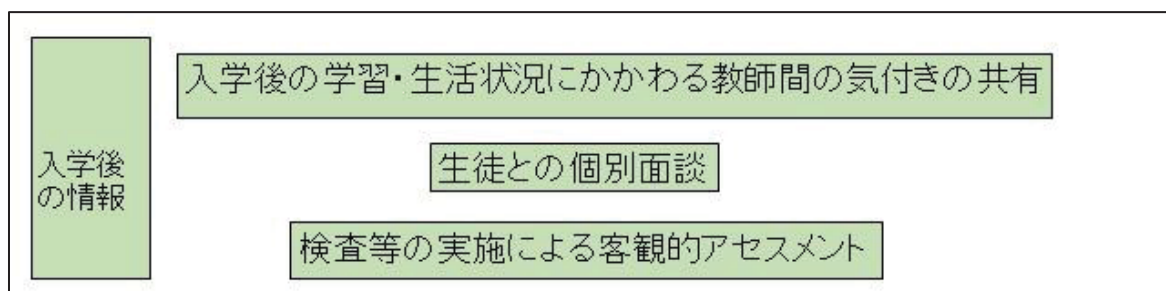
入学時の情報の活用



多くの高等学校では、入学時に、新年度入学予定者保護者からの調査票提出を求めていると考えられます。こうした調査票の中に、保護者からの学校生活に関わり配慮を希望したい事項や、予め把握しておいてほしい事項などの記載事項を設けることも、重要な情報を得ることにつながると考えられます。

また、入学者説明会において、全ての生徒及び保護者に対して、通級による指導の目的や内容を周知するとともに、個別相談の場を設けながら、必要に応じて、個別に学校生活に関わる不安や、配慮事項を聞き取っていくことも大切です。

入学後の情報の活用



中学校からの引き継ぎ，入学時の情報からは，個別の支援の必要性があまり把握されなかった生徒についても，高等学校生活がスタートした後で，学習環境，通学環境，交友関係の変化などから，支援の必要性が明らかになってくることが少なくありません。

そこで，生徒一人一人について，高等学校入学後の学習状況や生活状況などについて，複数の教職員間での観察，気付きの共有をしていくとともに，困難を抱えていると考えられる生徒の情報を整理していくようにします。

また，全ての生徒を対象とした定期的な個別面談期間に加えて，生徒の状況をふまえながら，必要に応じて，随時の個別面談の機会を設け，困難さを抱えていると考えられる生徒の思いを聞き取ることも，総合的な見地から判断をするための大切な要素となります。

さらに，個別検査等の実施によるアセスメント，チェックシートを用いたスクリーニングなど，客的に生徒の状況を把握していく方法を取り入れながら，観察等から得られる状況と重ね合わせていくことも，重要と考えられます。

右記の【表7】は，生徒の学習上又は生活上の困難を把握していくためのチェックシートの一例です。

学校ニーズや，通級による指導として実施する具体的指導内容等を基にして，チェック項目を整理していくことで，客観的な生徒の実態把握の手がかりにもなります。

【表7】実態把握のためのチェックシート例

気になる生徒のチェックシート(第1次チェックシート)

A【教科指導における気付き】

チェック欄	項目
	国語・数学の基礎的な能力(聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する)のいづれかに著しい困難(遅れ)がある
	本人の興味のある教科には熱心に参加するが，そうでない教科では退屈そうにみえる
	大人の興味ある特定分野の知識は大人顔負けのものがある
	自分の考えや気持ちを，発表や作文で表現することが苦手である
	こだわると本人が納得するまで時間をかけて作業等をすることがある
	教師の話や指示を聞いていないようにみえる
	学習のルールやその場面だけの約束ごとを理解できない
	一つのことに関心があると，他の事が目に入らないようにみえる
	場面や状況に関係ない発言をする
	質問の意図とずれている発表(発言)がある
	不注意な間違いをする
	必要な物をよくなくす

B【行動上における気付き】

チェック欄	項目
	学級の児童生徒全体への一言の指示だけでは行動に移せないことがある
	雑音がある，椅子をガタガタさせる等落ち着きがないようにみえる
	順番を待つのが難しい
	授業中に友達や先生の話をすることがある
	他の児童生徒の発言や教師の話を遮るような発言がある
	体育や美術等に関する技能が苦手である
	ルールのある競技やゲームは苦手のようにみえる
	集団活動やグループでの学習を逸脱することがある
	本人のこだわりのために，他の児童生徒の言動を許せないことがある
	委員会活動や様々な役割は教師や友達に促されてから行うことが多い
	自分の持ち物等の整理整頓が難しく，机の周辺が散らかっている
	準備や後片付けに時間がかかり手順が悪い
	時間内での行動や時間配分が適切にできない
	掃除の仕方など，基本的な日常生活の技能を習得していない

総合的な見地からの対象判断

これまで示した，中学校からの情報，入学時に得られる情報，入学後の情報など，様々な情報を基に，通級による指導が必要とでると考えられる生徒が具体的に挙がってきたときには，校内委員会等での検討を経て，実施対象としての判断を行います。

また，その後の生徒及び保護者との合意形成に向け，教職員間で，対象生徒に対する通級による指導実施のねらいや，意義についても共有を図っておくことが大切になります。

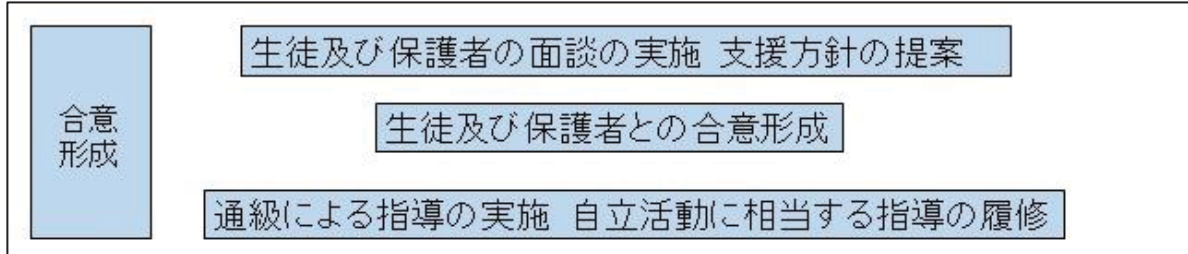
ポイント

総合的な見地から，「通級による指導」を通して期待したい生徒の姿を想定し，対象としての判断をしていくことが大切です。

(3) 本人・保護者との合意形成

Q 「通級による指導」の指導対象と考えられる生徒本人及び保護者との合意形成は、どのように行っていけばよいのでしょうか。

本人及び保護者との合意形成から、通級による指導の実施まで



合意形成に係る説明の視点

- ・対象生徒の能力や可能性が、より発揮されることを目指していくための指導であること。
- ・卒業後の進路実現や、自立と社会参加のために必要な力を高めていくための指導であること。
- ・実施された指導が、修得単位として、認められるものであること。

通級による指導の対象と考えられる生徒についての判断過程が、総合的な見地から、丁寧に行われていくべきであると同様に、実施に当たっての本人及び保護者との合意形成についても、丁寧に進めていくことが大切です。

そのためには、生徒及び保護者との面談の機会を継続的に設け、通級による指導のねらいと、実施によって期待したい生徒の姿について共有した上で、具体的な指導内容の提案を行っていくとともに、可能な限り生徒及び保護者の意向を尊重していくことが必要となります。

生徒及び保護者との面談に当たっての説明の視点としては、次のような点が考えられます。

また、合意形成をふまえて、対象生徒への配慮から他の科目等の履修届とは別に、必要に応じて、次頁【資料1】のような文書でその内容の確認を行っていくことも考えられます。

さらに、生徒や保護者から、合意形成の過程で合理的配慮の提供を求める意思表示がなされた場合には、併せて対応していくこととし、内容については、個別の教育支援計画や、個別の指導計画に記載した上で実施することが大切です。

ワンポイント説明

「合理的配慮」とは

合理的配慮とは、障がいのある人が生活を送る上での困難となっている社会的障壁を解消するために、必要に応じて行われる配慮を意味します。

学校においても、困難を抱える生徒が、他の生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することができるように、生徒や保護者からの申し出をふまえ、学校の設置者及び学校が行う必要かつ適当な変更・調整ということになります。

例えば、通常の学級における学びの中で、

視力の弱い生徒について、板書が見えやすい状況づくりとして、座席配置を前にすること。

学習活動への見通しに不安を感じやすい生徒について、見通しがもちやすいように、全体のスケジュール提示を行うことなどが一例として考えられます。

【資料1】通級による指導の実施に係る履修願（例）

★★高等学校長 様

「□ ◇ □ ◇」履修願

私は、自己の特長を生かしながら、将来の自立と社会自立に向けて必要な力を身に付けていきたいと、下記の指導についての履修を願います。

なお、面談を通して、履修のねらい・内容等については説明を受け、確認しております。

【履修希望】

「□ ◇ □ ◇」 （2単位）

目標：「自己理解を深め、他者との関わりを円滑に進める力」や、「状況に応じた適切な行動等の社会生活力を身につけ、自己の適性を理解した進路の実現を目指す。

内容：自己理解や他者との関わり、社会規範、就労について

平成 年 月 日

年 組

生徒氏名

保護者氏名

3 「通級による指導」の実際と評価

Q 「通級による指導」での指導の実際のイメージを教えてください。

「通級による指導」としての具体的指導

それでは、本人・保護者との合意形成をふまえて、具体的に、自立活動に相当する指導が、どのように展開されていくのかについて、説明をしていきます。

下記は、A高等学校の自立活動に相当する指導の教育課程への位置付けと、指導対象となる生徒の状況を一例として示したものです。

A高等学校

○教育課程上の位置付け

対象障がい種 LD等

実施年次 2年次 「ライフA」(1単位) 3年次 「ライフB」(1単位)

目標：情緒の安定を図るとともに、社会性やコミュニケーション能力の伸長を図る。

○対象生徒の状況(実態把握)

- ・一日の日課に基づき、生活リズムは整っているが、予想外の出来事や自分のイメージと異なる事態等への受け止めに抵抗感を示す様子が見受けられる。
- ・初めて出会う人や、慣れない人とのやりとりに不安を抱え、かかわりが消極的な様子が見受けられる。
- ・自分の気持ちを書いて示すことはできているが、話し伝えることを苦手としている様子が見受けられる。

○指導を通して、身に付けたい力(困難の改善・克服につながる知識・技能・態度・習慣等)

- ・様々な状況や他者の考えを受け止め、自己の気持ちの落ち着けることができること。
- ・場面に応じた話しかけができること。

A高等学校では、通級による指導としての自立活動に相当する指導を、教育課程に2年次に「ライフA」、3年次に「ライフB」を位置付けています。

指導の目標としては、「情緒の安定を図るとともに、社会性やコミュニケーション能力の伸長を図る」ことを掲げています。

教育課程上への位置付けと重ね合わせ、実施に当たっては、指導対象と判断された生徒については、本人・保護者との合意形成をふまえた上で、生徒の学習上又は生活上の困難により焦点化した指導内容について、個別の指導計画にまとめていきます。

下記は、実態把握から、評価までの流れの一例を示したものです。

- ① 指導対象としての判断に至った実態把握の内容について、自立活動の区分及び項目に照らし合わせて、整理します。
- ② 実態の整理から、自立活動に相当する指導を通じての指導目標を明らかにします。
- ③ 指導目標との関連から、指導を行っていく自立活動の区分及び項目を選定します。
- ④ 選定項目に基づいた具体的な指導内容を明らかにします。
- ⑤ 具体的な指導内容を通しての、対象生徒に願う姿を達成目標として設定します。
- ⑥ 目標達成のための具体的な手立てを立て、指導を実施します。
- ⑦ 実施した指導の経過をふまえ、対象生徒の目標達成の状況を記述で評価します。

また、下記【表8】は、前頁で示した実態把握から、評価までの流れをふまえた対象生徒の個別の指導計画例を示したものです。

通級による指導は、こうした個別の指導計画を基にし、生徒の主体的な学びを通して、目標達成がなされるように展開されていきます。

【表8】対象生徒への個別の指導計画例

個別の指導計画		No.2 「通級による指導」指導計画				
		実施内容名 「ライフA」				
		氏 名				
実 態 把 握	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・一日の生活リズムは、整っており、体調不良による欠席はこれまでない。	・高校生活において、新たに出会った人や、慣れない人とのやりとりで不安を抱えている。 ・予想していないことや自分のイメージと異なる事態への抵抗感が感じられる。	・自分のイメージで活動する様子が、他者との共同での活動や、集団での活動参加には消極的な様子が見受けられる。	・話し言葉での説明に比して、順序立てた文字化しての説明や、絵により視覚的な場面説明には理解を示している。	・集団運動での消極さは見られるが、基本的な運動動作は身に付いている。	・自分の気持ちや要望を日記に書いて伝えることができている。 ・話しかけのきっかけをつかむことに苦手な様子が見受けられる。
		①実態把握に基づく障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報収集し、学習上又は生活上の困難の視点から整理する。(6区分27項目については、関連チェックシートを参照のこと)				
指 導 目 標	① 場面に応じ、自分の気持ちを言葉で表現することができる					
	② 様々な状況や事態を受け止め、適切な行動ができる。					
		②実態把握に基づき、いくつかの指導目標の中から、優先したい内容について目標設定する。				
選 定 項 目	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(2) 状況の理解と変化への対応に関すること	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること		(6) 状況に応じたコミュニケーションに関すること
		③6区分27項目の中から、指導目標を達成するために必要な項目を選定する。(全区分からの選定ではなく、対象生徒に必要な区分及び項目のみとする。)				
具 体 的 な 指 導 内 容	様々な場面設定をイラストで提示し、その後の展開を予想しながら、必要な対処について考えることができるようにする。		自分の考えること、他者が考えることを対比しながら、考え方の多様性について考えることができるようにする。		状況に応じた話しかけについて学習し、様々な場面で自ら話すことにより、自信がもてるようにする。	
					④選定した項目を関連付けた具体的な指導内容を設定する。	
目 標(本人の目指す姿)		手 立 て		評 価		
通 年	状況に応じた気持ちの落ち着け方や、話しかけができる。		・場面展開の予想ができるように、ソーシャル・ストーリーを取り入れる。 ・現況の力を生かし、話しかけの文を原稿として書き出す段階から、原稿を基に話す段階、考えて話す段階へとスモールステップで進めていく。		⑤指導の経過をふまえた目標達成の状況を手立てとの関連から、記述により評価する。 →「通級による指導」(自立活動に相当する指導)の評価とする。	
	⑤具体的な指導内容を通しての、本人の目指す姿を達成目標として、設定する。		⑥目標(本人の目指す姿)を達成するための指導者側が講じる手立て(学習方法等)を記入する。			

下記【表9】は、自立活動に相当する指導「ライフA」の年間指導計画例の一部を示したものです。先に示した個別の指導計画との関係性としては、個別の指導計画は、学習活動における対象生徒の目標や、目標を達成していくための手立てなどをまとめたものであり、年間指導計画は、対象生徒に対しての学習活動計画ということになります。

つまり、個別の指導計画における目標や手立てをふまえ、年間指導計画に沿った具体的な指導が展開していくことで、対象生徒の目標達成を目指していくこととなります。

【表9】自立活動に相当する指導「ライフA」年間指導計画例（一部抜粋）

	月 日	指 導 内 容	使用教材等
1	4月 日	学習のルール確認	
2	4月 日	自己理解に向けて（自分史作成）	自分史ワークシート
3	4月 日	自己理解に向けて（得意なこと、苦手なこと）	ワークシート
4	5月 日	自己理解と目標設定	到達目標表
5	5月 日	場面の理解（場面を想定して考える）	ソーシャルストーリー
6	5月 日	↓	↓
7	5月 日		
8	6月 日		
9	6月 日	言語的コミュニケーション（意図を酌む）	コミック会話
10	6月 日	言語的コミュニケーション（意図を酌む）	
11	7月 日	非言語的コミュニケーション（表情の理解）	表情イラスト
12	7月 日	非言語的コミュニケーション（動作や距離感）	パーソナルスペース体験
13	7月 日	会話の一步（あいさつの有無による印象）	ロールプレイ
14	8月 日	会話の一步（あいさつとしての言葉）	ワークシート
15	8月 日	会話のスキル（あいさつときっかけとしての言葉）	ロールプレイ
31	1月 日	就業・生活支援センター訪問に向けて	ロールプレイ
32	1月 日	就業・生活支援センター訪問	実地体験
33		（相談機関活用のための会話スキル）	
34	2月 日	就業・生活支援センター訪問のまとめ	ワークシート
35	2月 日	1年間の振り返り	到達目標表

ポイント

対象生徒の個別の指導計画に掲げられた目標や手立てをふまえ、年間指導計画については、段階的に対象生徒の目標達成が図られるように、年間行事予定や他の学習活動との関連にも留意しながら、具体的な活動を想定し、作成していくことが大切と言えます。

Q 「通級による指導」の単位認定は、どのようにして行うのですか。

「通級による指導」の評価

高等学校学習指導要領では、学校が定める指導計画に従って各教科・科目を履修した場合、その成果が教科及び科目の目標から見て満足できると認められる場合には、各学校においては、その単位の修得を認定しなければならないとされています。

通級による指導としての評価については、生徒それぞれに作成する個別の指導計画に設定された通級による指導の目標に基づき、原則として週1回以上の通級による指導を通して、目標が十分に達成できていると学校長が判断した場合に単位認定がなされます。

また、指導要録の記載については、指導要録の様式1裏面の「各教科・科目等の修得単位数記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2（指導に関する記録）の総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数と指導期間、指導の内容や結果等を記載することとなっています。

また、生徒の困難さの克服・改善という視点、学びの連続性という視点からは、通級による指導の時間に加え、他の授業の時間での対象生徒の変容等もふまえて、その成果を把握していく必要があります。

ポイント

通級による指導の学習評価については、対象生徒の個別の指導計画に設定した目標への達成状況によることとなります。

個別の指導計画において、生徒の困難さの改善・克服に向けた適切な目標と手立てを設定し、指導を展開していくことが大切です。

ワンポイント説明

「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の関係について

「個別の指導計画」とは、学校の教育課程に沿って、生徒の個別の目標やねらい及び期間を定めて設定した具体的な指導・支援の計画のことを言います。通級による指導についても、教育課程に位置付けられた学習活動として、対象生徒への個別の目標や具体的な手立てをまとめた個別の指導計画に基づいた指導・支援を通しての、生徒の目標達成の状況が、学習評価になります。

一方、「個別の教育支援計画」については、長期的な視点で、教育を含めた関係機関が連携・協力し、地域で充実した生活が送れるようニーズに応じて支援していくための計画のことを言います。

つまり、「個別の指導計画」は、学校における一人一人に対する具体的な指導目標や指導方法、指導をふまえての評価をまとめたものであることから、「個別の教育支援計画」に含まれる一部ということになります。

中学校からの引継ぎに当たっても、具体的な指導の手立てや経過が把握できる「個別の指導計画」と、教育を含めた包括的な関係機関に支援の体制や方向性がまとめられた「個別の教育支援計画」が得られると、より高等学校における支援の具体を検討していきやすくなります。

4 中学校との連携

高等学校における「通級による指導」の実施に当たっては、中学校において、そのねらいや指導内容についての正しい理解がなされ、生徒のニーズをふまえた適切な進路指導や、支援内容の引継ぎがなされることが重要です。

中学校との連携を、どのように進めていけばよいかについて、考えてみましょう。

Q 高等学校における「通級による指導」の実施に当たって、中学校への理解は、どのように行っていけばよいですか。

中学校への理解・啓発

これまでに、すでに実施されてきている小・中学校における「通級による指導」に対するニーズの高さからも、高等学校における実施に対する中学校からの大きな期待が予想されます。

特に、中学校において、通級による指導を受けてきている生徒にとっては、引き続き「通級による指導」を受けることも可能となることから、学びの選択肢の広がりとしての期待が大きいことと考えられます。

一方で、「通級による指導」のねらいの理解が不十分であると、単に「より手厚い指導を受けられる」といった捉えのもとに、「通級による指導」の実施を前提とした中学校卒業後の進路選択がなされてしまいかねないことも懸念されます。

そのためにも、学校説明会やオープンスクール等の機会を通じて、高等学校における「通級による指導」の趣旨をふまえた理解・啓発を、中学校に向けて図っていく必要があると考えられます。

具体的には、下記のような視点からの内容説明が必要であると考えます。

目的について

- ・自立活動に相当する指導を通して、生徒が学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を身に付けていくものであること。
- ・各教科等の内容を補充することを目的とするものではないため、各教科の内容を取り扱う場合でも、生徒の学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであること。

対象生徒について

- ・学習上又は生活上の困難の状況から、通常の授業における支援のみならず、より困難の状況に特化した指導が必要と考えられる生徒であること。

実施の判断について

- ・学習状況や生活状況等から把握される生徒の困難、日常での聞き取りや面談を通しての生徒の思い、高校生活や、卒業後の進路に向けた願いなどをふまえ、「通級による指導」の提案に対する生徒、保護者、学校の合意形成のもとに実施するものであること。

単位修得について

- ・「通級による指導」として実施される自立活動に相当する指導については、その履修を通して、当該校における全課程の修了を認めるに必要な単位数となるものであること。
- ・履修については、制度上、年間7単位を超えない範囲で、必要な単位数に認められるものであること。見方を変えると、基本的には当該校の通常教育課程に基づく教科・科目等の履修により、全課程の修了を認めるに必要な単位取得が求められるものであること。

Q 高等学校における「通級による指導」の実施に当たり、中学校との引継ぎはどのように行っていけばよいですか。

中学校との引継ぎ

高等学校において、何らかの困難さを示している生徒のほとんどは、中学校段階でも、困難な状況を少なからず示していた状況にあり、また、その状況に対して、特別な支援、配慮を受けてきていると捉えられます。

高等学校入学後の短期間において、全ての生徒の状況、困難さを把握していくことは容易ではなく、早期から、通常の授業の中でのより適切な支援を進めていく上で、そして「通級による指導」の対象としての検討をしていく上では、中学校からの引継ぎ情報が重要になります。

具体的には、入学者選抜、合格者発表をふまえた入学予定者の出身中学校への訪問実施や、また、中学校教員の高等学校訪問といった形で、支援が必要であると考えられる生徒について、情報共有を行うことが考えられます。

引継ぎ担当者については、新年度の1学年主任、1学年担任などが想定されますが、引継ぎを通して得られる内容に差異のないよう、特別支援教育コーディネーターや、教育相談課などの意見を基に、下記に示すように引継ぎ時の聞き取り事項を共通設定したり、次頁【表10】に示すような引継ぎの統一様式を準備しておいたりすることなども有効であると考えられます。

引継ぎ時の聞き取り事項例

- ・氏名 ・学習面の様子 ・生活面の様子 ・健康面
- ・学校生活において配慮すべき事項
- ・交友関係
- ・部活動・委員会活動等に関すること

また、中学校において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している場合には、生徒の障がいによる困難さの状況、教育的ニーズ、これまで行われてきた具体的支援や、その成果などが把握でき、「通級による指導」の対象としての検討、実施に当たっての具体的指導内容の検討にも、大きな手がかりになると考えられます。個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎを行う上では、予め保護者の同意を得るなどして、個人情報の取り扱いに留意する必要があります。

さらに、高等学校入学以降も、生徒の状況に応じて、入学時の引継ぎにおいて得られていなかったものの、中学校段階に遡って把握しておくべき情報が生じたときには、必要に応じて中学校との連絡を行い、必要な情報を収集していくようにします。

ポイント

「通級による指導」の対象を検討していく過程において、中学校から得られる情報を有効に活用していくことが必要といえます。

また、引継ぎに当たって、予め引き継ぎ事項を明確にした様式を活用することで、必要な情報が得られやすくなります。

5 進路先との連携

高等学校における「通級による指導」は、初めての実施となることから、卒業後の進路先にもその理解を図っていく必要があると考えられます。

大学や専門学校等の進学先については、最近では困難さを抱える学生への理解が進み、様々な支援の充実が図られてきている状況にあります。生徒の自立と社会参加をより進めていく視点から、今後、就労先も含めて、生徒の進路先との連携をどのように進めていくかを考えていく必要があります。

Q 「通級による指導」の実施や、支援が必要な生徒についての進路先への説明などは、どのように行っていけばよいですか。

進路先への情報提供

「通級による指導」として履修した自立活動に相当する指導は、対象生徒の単位修得にもつながることから、調査書等にも、習得単位数とともに記載されることとなります。

そのため、生徒の就労先をはじめとする進路先からは、具体的にどのようなねらい、指導内容であるかなどについて、説明が求められることも想定されます。

そこで、「通級による指導」としての自立活動に相当する指導について、対象生徒にとっての高等学校としての学びの充実、自立と社会参加という視点からのねらいを明確にしておくことが大切であると考えます。

また、必要に応じて、「通級による指導」を通して、対象生徒が培ってきた力についても、進路先や関係機関に対して説明をしていくことで、生徒に対する理解がより得られやすくなり、その後の進路先における支援に役立てていただけることにもつながります。

就労の場合には、就労先への説明とともに、地域の障がい者就業・生活支援センターに予め情報提供をしておくことなどにより、仕事のみならず生活上の課題に関わる相談にも対応していただける体制づくりが可能となります。

大学等への進学の場合には、近年では、学生相談・特別支援センター等の相談窓口があることをふまえ、必要により情報提供を行うとともに、生徒自身にも、進学後の相談窓口としての紹介をしておくことも重要になります。

「通級による指導」を受けたことをもって、進学・就職等に当たって不利益な取扱いをすることは、障がいを理由とする不当な差別的取扱いであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等により、禁止されています。

「通級による指導」が、単に困難さを抱える生徒に対して実施されるものであるという捉えだけではなく、生徒の自立と社会参加という視点での成果についても、今後の進路先との間で、その理解の共有がなされていくことが望まれます。

ポイント

「通級による指導」を通しての成果について、卒業後の進路先との間で共有していくための工夫が求められます。

また、「通級による指導」を通して、生徒自身が自己理解を深め、進路先で、自ら支援を求めたり、相談をしたりする力を身に付けていくことも大切です。

巻末資料

【個別の指導計画 様式例】

個別の指導計画

No.1 プロフィールシート

作成年月日		作成(記入)者		担任	
名前(ふりがな)		性別	生年月日	年齢	学 年

本人の状況	
・学業面	
・生活面	
・コミュニケーション面	
・その他	
進路希望	

本人の願い	保護者の願い	学校としての願い
長期目標		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>No2 「通級による指導」(自立活動に相当する指導)指導計画における目標との関連を図りながら、他教科・科目等を含めた学校生活、将来の生活において目指す姿を長期目標として設定する。</p> </div>		
短期目標		
第 一 期	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>No2 「通級による指導」(自立活動に相当する指導)指導計画における目標との関連を図りながら、他教科・科目等を含めた学校生活における当面目指したい姿を短期目標として設定する。</p> </div>	
第 二 期		

実施内容名「

」

氏 名

実 態 把 握	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
					障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報収集し、学習上又は生活上の困難の視点から整理する。(6区分27項目については、関連チェックシートを参照のこと)	

指 導 目 標	①					
	②	②実態把握に基づき、いくつかの指導目標の中から、優先したい内容について目標設定する。				

選 定 項 目	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
					6区分27項目の中から、指導目標を達成するために必要な項目を選定する。(全区分からの選定ではなく、対象生徒に必要な区分及び項目のみとする。)	

具 体 的 な 指 導 内 容					
	選定した項目を関連付けた具体的な指導内容を設定する。				

	目 標(本人の目指す姿)	手 立 て	評 価
通 年	具体的な指導内容を通しての、本人の目指す姿を達成目標として、設定する。	目標(本人の目指す姿)を達成するための指導者側が講じる手立て(学習方法等)を記入する。	指導の経過をふまえた目標達成の状況を手立てとの関連から、記述により評価する。 →「通級による指導」(自立活動に相当する指導)の評価とする。

自立活動 区分・項目対応表

氏名 _____

自立活動の区分と項目

区 分	項 目	対応(○)
1. 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事	
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事	
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事	
	(5) 健康状態の維持・改善に関する事	
2. 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事	
	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事	
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	
3. 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事	
	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事	
	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事	
	(4) 集団への参加に関する事	
4. 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事	
	(2) 感覚や認知の特性の理解と対応に関する事	
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事	
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	
5. 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事	
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事	
	(4) 身体の移動能力に関する事	
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	
6. コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事	
	(2) 言語の受容と表出に関する事	
	(3) 言語の形成と活用に関する事	
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事	
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事	

※対象となる生徒の指導に関連する項目に○をつけること。

出典：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月 文部科学省）

【参考文献】

文部科学省（2007），『特別支援教育の推進について』

文部科学省（2012），『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』

文部科学省 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ（2009），『高等学校における特別支援教育の推進について』

文部科学省 高等学校における特別支援学校の推進に関する調査研究協力者会議（2016），『高等学校における通級による指導の制度化及び充実について』

文部科学省（2017），『高等学校における通級による指導の実施準備について』

文部科学省（2017），『高等学校における「通級による指導」実践事例集～高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業～』

文部科学省編著（2012），『改訂第2版通級による指導の手引き 解説とQ&A』，佐伯印刷（株）

岩手県教育委員会（2006），『通級指導教室経営の手引』，平成18年度特別支援教育指導資料No.31

高等学校における「通級による指導」実施のための手引

発行日 平成 30 年 3 月

作成協力 岩手県立紫波総合高等学校

編集者 岩手県立総合教育センター 教育支援相談担当